

## お知らせ 国保への加入・喪失は届出が必要です

国民健康保険の資格加入と喪失は手続きが必要です。

### ●職場の健康保険をやめて

#### 国民健康保険に加入する場合

#### 必要書類

- ・世帯主と加入する人のマイナンバーが確認できる書類
- ・手続きに来る人の本人確認書類
- ・健康保険をやめた日が確認できるもの  
(資格喪失証明書)

※被扶養者がいない場合は、離職票や退職証明書でも手続きができます

※本人または同居の家族(住民票に同一記載の人)に限り手続きができます

### ●職場の健康保険に加入し

#### 国民健康保険をやめる(喪失)場合

#### 必要書類

- ・国民健康保険証、新しくできた職場の健康保険証
- ・世帯主と加入する人のマイナンバーが確認できる書類
- ・手続きに来る人の本人確認書類

※本人または同居の家族(住民票に同一記載の人)に限り手続きができます

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114

## お知らせ 相続した不要な土地、国が引き取ります

～4月27日から「相続土地国庫帰属制度」が始まります～

「遠くに住んでいて利用する予定がない」「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」

このように、相続した土地の管理にお困りの人へ、相続した土地の所有者からの申請によって、所有権を国に移転させることができる制度が、4月27日から始まります。

国が引き取って管理することができる土地については、一定の要件があり、また、一定の費用負担が必要です。

詳しくは▶

佐賀地方法務局登記部門

☎ 26-2453

## お知らせ

## 国民年金保険料額が変わります

令和5年度の国民年金保険料額は月額16,520円です。

国民年金保険料は電子決済(キャッシュレス決済)ができるようになりました。

### ●国民年金学生納付特例制度について

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

**所得の目安 = 128万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)  
+ 社会保険料控除等**

学生納付特例の承認期間は、4月から翌3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月初旬に再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生納付特例制度を希望される場合は、必要事項を記入のうえ、日本年金機構に返送してください。

詳しくは▶

武雄年金事務所

☎ 0954-23-0121

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114

## 健康 令和5年度「大町町健康ポイント事業」について

各種健康づくり行事や、特定健診・各種がん検診の受診、介護予防事業に参加して、健康ポイントを集めることができます。健康ポイントがたまると商品券等と交換できます。

**対象者** 町内に住所があり、4月1日時点で18歳以上の人

**実施期間** 令和5年4月1日(土)～  
令和6年2月29日(木)

**申請方法** 町民課、子育て・健康課、教育委員会事務局、福祉課、町公民館のいずれかの窓口で参加申し込みをしてください。

### ポイント交換方法および期間

500ポイントもしくは1000ポイントに到達したら、ポイントカードを町民課 国民健康保険・国民年金係に令和6年3月29日(金)までに提出してください。

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114